

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター
優良品種・技術評価委員会品種評価基準
-スギカミキリ抵抗性品種-

(目的)

第1条 本基準は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会設置要領（平成21年5月13日付け21森林林育第37号）第2条第1項の規定により、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会が、林木の優良な新品種の開発に係る評価を行うために定める評価基準である。なお、品種の種別ごとの評価基準のうち、スギカミキリ抵抗性品種について定めるものである。

(評価基準)

第2条 スギカミキリ抵抗性品種の評価にあたっての基準を下の各号に定めるものとする。

- 1 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター品種開発実施要領-スギカミキリ抵抗性品種-（平成22年11月12日付け22森林林育第242号、以下「品種開発要領」という。）に定められた方法又はそれと同等の方法で品種開発が行われていること。
- 2 品種開発までの経緯、品種開発における調査データが明示されていること。
- 3 一次検定において、評価対象クローンのスギカミキリ抵抗性が、辺材部食害率について品種開発要領第6条第3項に規定する5段階評価値が、4以上であること。
- 4 二次検定において、一次検定合格クローンのスギカミキリ抵抗性が、辺材部食害率について品種開発要領第6条第3項に規定する5段階評価値が、4以上であること。
- 5 対照系統がある場合、評価対象クローンのスギカミキリ抵抗性が、対照系統より優れているか、それに相当するスギカミキリ抵抗性を有していること。

(平成22年11月9日 制定)

(平成27年4月1日 優良品種・技術評価委員会一部改正)

(平成29年4月1日 優良品種・技術評価委員会一部改正)